

1 3 財団法人むつ小川原漁業操業安全協会

1 法人の概要

(平成19年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 古川 健治	県所管部課名	農林水産部水産局水産振興課	
設立年月日	昭和58年10月19日	基本財産	1,598,000千円	
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額	出資等比率
	日本原燃株式会社		1,000,000千円	62.6%
	青森県		500,000千円	31.3%
	基本金組入額		98,000千円	6.1%
組織構成	区分	人数	うち常勤	備考
	理事	11名	名	
	監事	2名	名	
	職員	2名	1名	
業務内容	むつ小川原港に出入港する船舶による漁業被害の発生を防止し、漁業操業の安全確保を図るための啓発指導、情報連絡及び調査研究、当該船舶による漁業被害に対する救済金等の給付、当該船舶による漁業被害の解決に必要な交渉の援助、漁業の振興を図るための助成等			
経営状況 (平成18年度)	当期収入	28,016千円	(その他参考)	
	当期支出	26,433千円		
	(うち事業費	17,612千円)		
	当期収支差額	1,583千円		
	当期正味財産増減額	1,409千円		

2 沿革

むつ小川原港周辺海域においては、同港の建設以前から地元漁業者等により多種多様の漁業が営まれてきたところであり、同港の建設に伴い漁業操業の安全に対する危惧が生じたことから、将来にわたって永続的に同港周辺海域における漁業操業の安全を確保し、漁業者の生活の安定を図るため、県から5億円の出資を受け、昭和58年10月に当法人が設立された。

平成5年3月に、漁業操業の安全確保及び漁業の振興等を図ることを目的として日本原燃株式会社から10億円の寄付を受け、基本財産に組み入れるとともに、寄附行為の目的及び事業に「漁業の振興を図るための助成」が追加された。

3 課題と点検評価

当法人については、平成17年度の報告書において提言した次の2点について点検評価を行った。

(1) 統合等による内部統制の充実強化及び業務執行の効率化

平成17年度に当法人の点検評価を行った時点では、専任の職員が1名だけであり、また、専任の職員は六ヶ所村役場内に配置され、事務局長は青森県漁業協同組合連合会(青森市)の専務理事が兼務していたため、専任の職員が週に1回程度青森市に出張している状況にあった。

このような組織体制は、内部統制の観点から問題があり、また、業務執行の効率性の観点からも不十分であることから、平成17年度の報告書では、「別団体と統合するなど、内部統制の充

実・強化と業務執行の効率化を図っていくこと」を提言していた。

本提言については、平成19年6月に六ヶ所村の職員が事務局長（兼務）に任命されたことにより、同村役場内に事務局長及び専任の職員が配置されることとなり、内部統制の充実・強化及び業務執行の効率化において、一定の改善が図られたと認められる。

しかし、依然として専任の職員が1名だけであり、平成17年度の報告書でも指摘したように、職員が長期間同一の職務に従事する場合には、職務遂行上のモラルとモチベーションの低下を招きやすく、また、職員に事故等があった場合に当法人の運営が立ち行かなくなる恐れがあるなどの弊害があることから、別団体と統合するなど、組織体制の強化を図っていくことが必要である。

（2）漁業振興対策助成事業における実施事業の精査

平成17年度の点検評価の際、当法人が実施する漁業振興対策助成事業（漁業協同組合等の行う漁業の振興を図る事業に助成金を交付する事業）について、平成14年度から平成16年度までの執行状況を調査したところ、助成先及び助成額がほぼ固定しており、このような状況が続くと当法人からの助成金が非効率的に使われるおそれがあることから、平成17年度の報告書では、当委員会の前身である青森県公社等経営評価委員会から求められていた「事業の評価及び公表」の実施に加え、「単なる機械的な配分にならないよう、毎年度、実施事業を精査し、真に漁業振興につながるような事業に助成していくこと」を提言していた。

「事業の評価及び公表」については、平成17年度に事業評価実施要綱を制定し、平成18年度から漁業振興対策助成事業における実施事業の評価を実施し、その評価結果を当法人のホームページ（<http://www13.ocn.ne.jp/~souankyo/MyPage/menu0.html>）において公表していることを確認した。しかし、事業評価シートの記述が全体的にわかりにくく、また、評価の理由が示されていないため、評価が適切に行われているのか判断できないことから、事業評価シートの内容については、今後、充実させていく必要がある。また、「A」評価となっている項目が多く、現時点では、事業の評価が「実施事業の精査」につながっていないことから、今後は、より実効的に運用していく必要がある。